



乾杯を
もっとおいしく。

NEWS RELEASE

サッポロビール株式会社

控訴の提起に関するお知らせ

当社は、平成31年（2019年）2月6日付「酒税に係る取消請求訴訟の判決に関するお知らせ」にて公表いたしました訴訟の判決につきまして、当該判決を不服として、この度、東京高等裁判所に控訴を提起することといたしましたので、下記のとおり、お知らせいたします。

記

1. 控訴を提起する裁判所および年月日

東京高等裁判所

平成31年（2019年）2月18日（予定）

控訴人 サッポロビール株式会社

被控訴人 国

2. 控訴に至る経緯

本訴訟につきましては、平成31年（2019年）2月6日付「酒税に係る取消請求訴訟の判決に関するお知らせ」にて公表いたしましたとおり、当社が平成29年（2017年）4月11日に東京地方裁判所に、国を被告として提起しておりました『「サッポロ 極ZERO（リキュール（発泡性）①）」の酒税に係る「更正すべき理由がない旨の通知処分」取消請求訴訟』の判決の言渡しがあり、当社の請求が棄却されております。これを受けまして、当社は、控訴を提起いたします。

3. 今後の見通し

当社は、控訴審においても、当社の主張が認められるよう、引き続き当社の正当性を主張してまいります。

以上